

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

令和6年12月27日

京都市長 松井孝治

1 建築物の所在地、用途及び構造

- (1) 所在地 京都市右京区嵯峨二尊院門前長神町15番地4
- (2) 用途 飲食店
- (3) 構造 木造2階建て一部アルミニウム合金造平屋建て

2 命令を受けた者の住所及び氏名

- (1) 住所 京都市東山区五条橋東六丁目583番76
- (2) 氏名 玩主一高株式会社 代表取締役 高遠

3 命令年月日

令和6年12月11日

4 命令の内容

令和7年1月31日までに、事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超過している部分について、これらの用途で使用しないこと。

5 根拠条項

建築基準法第9条第1項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)